

※ 新型コロナウイルス感染症対策を受けた新しい生活様式として電話対応のみとし、面談は行っていません

登記手続案内の予約制について

- 1 登記申請手続につきましては、本ホームページの「不動産登記申請手続」又は「商業・法人登記申請手続」から、登記申請書の様式や添付書類、作成方法をご覧ください。
- 2 上記1の情報をご覧いただいた上で、ご不明な点がある場合は、**登記手続案内**をご利用ください。ただし、登記手続案内は、**予約制**となりますので、最寄りの法務局に 電話でお申し込みください。
※ 会社・法人の登記に関する登記手続案内は、登記部門において予約を承っています。
- 3 登記手続案内は、登記申請手続の一般的な説明のみとなります。個別事案のご相談、登記申請書類の作成を補助するような助言、作成後の確認などは行いませんので、ご了承ください。
- 4 ご自身で登記申請書類を作成することが難しい場合は、司法書士又は土地家屋調査士に登記申請手続を依頼することができます（有償）。

序 名	実 施 日	所在・電話番号
登 記 部 門	月 ～ 金	宮崎市別府町1番1号 (0985) 22-5124
都 城 支 局	月・水・金	都城市上町2街区11号 (0986) 22-0490
延 岡 支 局	月 ～ 金	延岡市大貫町一丁目2915番地 (0982) 33-2179
日 南 支 局	月・水・金	日南市飫肥三丁目6番2号 (0987) 25-9125
高 鍋 出 張 所	火 ・ 木	高鍋町大字上江字高月8340番地 (0983) 23-0352
小 林 出 張 所	火 ・ 木	小林市細野266番地1 (0984) 23-3211

※ これまでの「登記相談」は、審査機関としての本来の役割、法に基づく対応可能な範囲などを精査し、令和2年9月1日から「登記手続案内」に対応を改めています。
ご理解とご協力をお願い申し上げます。

※ 新型コロナウイルス感染症対策を受けた新しい生活様式として電話対応のみとし、面談は行っていません

登記手続案内を利用されるお客様へ

まずはホームページをご覧ください

登記手続案内を利用される前に、必ず本ホームページに掲載している登記申請書の様式や添付書類、作成方法をご覧ください。

(法務局ホームページのトップ画面)

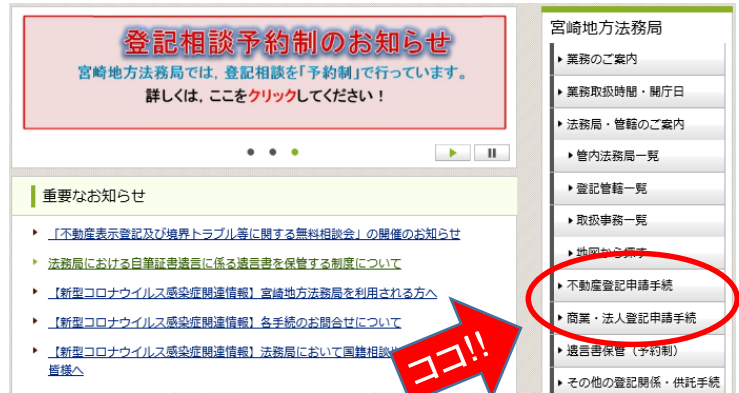
【様式等の掲載箇所】
法務局ホームページのトップ画面の右欄の

▶ 不動産登記申請手続

又は

▶ 商業・法人登記申請手続

から検索してください。



登記手続案内のご利用について

お待たせせずスムーズ！

- ① 電話で予約
- ② ご利用は、登記申請を予定するご本人
※ やむを得ない事情があれば親族等も可
- ③ 1組につき20分

説明が可能な範囲

- ① 登記申請書の様式
 - ② 添付書類
 - ③ 一般的な作成方法
- の案内

※ 難易度が高い登記申請は、様式がない場合があり、類似の様式で一般的な説明を差し上げます。

登記申請書はご自身で作成

登記申請書類は、ご自身で作成するか、司法書士又は土地家屋調査士に依頼することができます（有償）。

宮崎県司法書士会の電話相談
平日（9時～12時、13時～16時）
☎0120-969-657

ご注意を！

登記手続案内で対応できないこと

- ① 個別事案のご相談
- ② 登記申請書の作成を補助するような助言
- ③ 登記申請書の事前確認